

分野連携・共通施策の基本方向について

消費者の食の安全・安心に対する意識の高まりや、多様な価値観やライフスタイルの変化などに対応するためには、食料の生産から流通・販売までの過程での安全・安心の確保はもとより、島根の豊富な地域資源を活用した特色ある農林水産物の生産が必要です。

また、ターゲットを明確にした販売戦略の下、県外への販路拡大や地産地消の推進、輸出の促進など多様な流通・販売の推進にも取り組めます。

加えて、農林漁業者が自ら加工や販売などに取り組んだり、加工・販売事業者等との連携による付加価値の向上など、6次産業化の取組みも進めていきます。

このほか、野生鳥獣による農作物等への被害が依然として深刻であるため、農林業者や地域住民、関係機関等が連携・協力し、的確な被害対策を推進します。

1. 農林水産物の安全確保と安心の醸成

消費者の「食」の安全への関心が高まる中、本県では生産者、産地等に対して、農薬・動物用医薬品等の適正使用に関する普及・啓発を強化するとともに、GAP（農業生産工程管理）やトレーサビリティ手法等の導入促進を図ってきました。

そうした中、消費者の安心と信頼を確保し、市場競争力と産地レベルの向上を図るため、平成21年度に島根版GAPである「美味しまね認証制度」を創設し、県産農林水産物を対象として103件（平成29年3月現在）を認証しています。

今後は食の安全について、関係法令に基づく指導等をさらに徹底するとともに、認証制度及びGAPの普及推進を通して、生産者と消費者相互の信頼関係の一層の醸成に努めます。

主な取組内容
○認証製品の生産拡大のための関係部局・団体との連携による認証制度の普及推進と消費者に対するPRの実施
○GAPの推進による安全性の確保と生産者の経営管理技術の向上
○農薬・動物用医薬品等の適正使用指導と定期的な立入検査の実施
○農薬管理指導士の育成・確保による農薬の安全使用・管理の徹底
○米トレーサビリティ法に基づく適正な流通指導

2. 地産地消の拡大・豊かな食生活の普及

地産地消については、これまで平成15年策定の「島根県における地産地消推進の基本的な考え方」を基に消費拡大に向けた取組みを推進し、全県で地産地消の取組みが拡大しました。

しかし、近年、食の安全・安心に対する意識の向上や、食習慣の多様化、生産者の販売手法の多様化などにより、「食」や「農林水産業」を取り巻く県民の意識や環境が大きく変化する中で、これに対応した取組みの強化が必要となっています。

また、農林水産業は多様な食材を供給し、農山漁村は自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の承継など多面的な役割を担っています。この役割を社会全体で守り育てていくためには、県民一人ひとりの理解が重要です。特に、平成25年には「和食」がユネスコ世界文化遺産に登録されるなど、農林水産業・農山漁村への県民の理解を深めることはより重要性が増しています。

そこで、平成26年に策定した「島根県地産地消促進計画」に基づく取組みを強化し、地産地消の一層の拡大を図るとともに、県民の農林水産業・農山漁村への理解促進に向けた情報発信や活動により、県民の豊かな食生活の普及を図ります。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○地域食材や農林水産業に対する県民の理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・食に関するポータルサイトによる情報発信強化 ・その他広報媒体を活用した情報発信、出前講座などによるPRの実施 ○個人や観光客への県産品の消費拡大の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消に取り組む量販店の認証、マルシェ等の情報発信 ・飲食店の認証や宿泊施設等との連携による食の観光的活用の支援 ○実需者へ向けた県産品の利用拡大の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食事業者や加工事業者との連携、生産者とのマッチングなど ○地域の多様な取組みへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消拡大に向けた圏域活動の取組み支援 ・県民の農林水産業への理解促進を図る農林漁業者が行う体験活動等への支援

3. 県産品の多様な販路拡大

安全・安心をはじめ、健康、本物志向など食に対するニーズは益々多様化しています。一方、島根県は、農林水産品の生産規模が小さく、少量多品目の生産が主体です。このため、多様なニーズに対応した特色ある商品づくりや、市場出荷のみではなく、小売店や飲食店との直接取引等、販売チャンネルや販売手法の多様化を進め、戦略性のある販売体制を確立していくことが必要です。そこで、県産品の競争力を高めるために商品力の向上に取り組むとともに、消費や流通の拡大のため、販売ターゲットの明確化、販売チャンネルの開拓と戦略的展開に向けて支援するとともに、県産品のブランド力の向上を図ります。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○商品力の向上のための商品づくり <ul style="list-style-type: none"> ・消費者モニターや専門家を活用した商品開発支援 ○販路開拓・拡大のための県産品取扱い事業者の確保やしまね県産品販売パートナー店等における取扱い拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・アンテナショップ、島根フェア等の活用 ・県外実需者と県内事業者による商談機会の設定・確保

4. 国の輸出戦略と連動した県産品の輸出促進

近年、アジアや欧米諸国において、高品質な日本の農林水産物・食品への需要が高まっています。国においては、平成28年5月に「農林水産業の輸出力強化戦略」を策定し、民間の意欲的な取組みの支援として、海外プロモーションの強化や輸出環境の整備など、活発な取組みが進められています。本県においても国の輸出戦略と連動し、「安全・安心」な強みを活かした新たな輸出産品の発掘や輸出ルートの開拓に向けた取組みの強化が必要となってきました。今後は、輸出による所得向上を目指す生産者や事業者への支援のほか、特色ある品目の有望市場への販路開拓、国内外の商社などのパートナー確保による輸出促進に取り組めます。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○輸出対象国や地域、対象産品の重点化 ○本県産品の強みが活かせる新たな品目、市場の発掘 ○輸出に取り組む事業者の育成、輸出産品の商品力向上、輸出環境・体制整備、販売促進活動などへの支援 ○県外のお産地との連携などによる販路開拓

5. 地域資源を活用した6次産業の拡大

農林水産業の成長戦略の柱の一つである6次産業化の取組みは、農林漁業者と加工・販売事業者等との連携による付加価値の向上や、地域資源を活用した

新たな産業の創出など、所得の向上、雇用の拡大につながる取組みとして期待されています。

島根県内の6次産業の取組みは、生産規模の小さい生産者自ら加工・販売するケースが多いものの、近年、多様な事業者の連携による様々な6次産業への取組みが始まっています。

今後は、6次産業の取組みにあたっての諸課題の克服を図りながら、本県における6次産業の取組みの一層の拡大に努めます。

主な取組内容
○アドバイス機能、マッチング機能を強化するとともに、関係者が連携した支援体制づくりを推進
○小規模事業者等が連携、協同化した取組みや市町村を中心とした広がりのある6次産業の展開等を促進
○各種販路対策と連動した6次化商品の販路の確保

6. 鳥獣被害対策

野生鳥獣による農林業に係る被害は、中山間地域を中心に深刻化しています。鳥獣被害を防止するためには、生息状況や被害発生状況など地域の実情に応じて、農林業者、地域住民、関係機関等が密接に連携・協力して対策を実行することが重要です。

このため、地域の合意形成を図りつつ、次の3つの対策を効果的に組み合わせ、的確かつ効率的な鳥獣被害対策を推進します。

- ①侵入防止柵など「被害防止施設の整備」
- ②有害鳥獣の駆除など適正な「捕獲」
- ③農地周辺の刈払いや放任果樹の除去等、鳥獣を人里に引き寄せない「環境づくり」

また、「特定外来生物」であるアライグマ、ヌートリアによる農作物被害や生息域が拡大しつつあります。このため、生息実態の把握や、効果的な捕獲や防除方法の普及に努め、被害の拡大防止を図ります。

主な取組内容
○効果的な被害防除対策への支援
○農業者等の捕獲参加を促進
○農地周辺に野生鳥獣が生息・出没しにくい環境づくりの推進
○集落や営農法人などによる取組みの推進
○捕獲された獣肉等の利活用促進
○防除・捕獲・モニタリング等の調査研究と情報の提供

7. 農林水産業を支える研究開発の推進

農林水産業において、従事者の高齢化・減少に伴う生産基盤の脆弱化が進む中、安全で信頼のおける農林水産物の安定供給という役割をはじめ、農林水産業の有する様々な役割や機能を十全に発揮することが喫緊の課題となっています。農林水産業が魅力ある産業に生まれ変わるには、ニーズに即した研究開発をより積極的に展開していく必要があるほか、得られた研究成果を速やかに現場に移転する取組みを強化していくことが重要です。また、地域に根ざした農林水産研究を推進することは、農林水産業・農山漁村の再生・振興を図ることはもとより、新たな産業や雇用の創出にもつながります。

こうした背景のもと、島根の将来の農林水産業を支えるために必要な研究開発を重点研究に位置付け、1)競争力強化のための新たな特産資源の創出、2)環境保全と地域内資源の循環利用による地域産業への貢献をテーマに、新たな品種や栽培技術の開発に取り組み、一定の研究成果が得られつつあるため、その普及に向けた取組みを行っていきます。

一方、めまぐるしく変化する農林水産業情勢や、多様化するニーズに対応するためには、生産現場が直面する課題を的確にとらえ、速やかに解決する研究開発を実施していく必要があります。少子・高齢化に伴う消費者動向の変化や、地球温暖化・資源エネルギー問題に対応した、新品種育成や省力・省エネ技術

開発といった取組みを一層進めるとともに、後継者が積極的に参入する魅力ある農林水産業、強い農林水産業を実現する技術開発の取組みを進めることは、農山漁村の後継者確保も期待でき、地方創生や定住の観点からも重要です。

これらを実現するため、行政・普及との連携はもとより、農林水産業関係団体や産学官連携等をより強化し、スピード感を持って、各プロジェクトと一体的に研究開発を実施し、早期の現場普及に取り組んでいきます。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none">○将来の農林水産業を支える技術開発プロジェクト<ul style="list-style-type: none">・島根の将来を支える商品づくりプロジェクト・自然と共生する有機農業推進プロジェクト・宍道湖・中海再生プロジェクト○プロジェクトと一体的に取り組む試験研究開発（抜粋）<ul style="list-style-type: none">・売れる米づくりに向けた島根米のレベルアップ推進・「儲ける産地」の育成による園芸の再生・和牛・酪農産地再興に向けた「人・牛・肉・餌づくり」・木材製品の品質向上・出荷拡大・低コスト再造林の推進・基幹漁業の構造改革